

ICO規制の概要

投資型ファンド・トークン

ア. 情報提供の仕組み

有価証券と同様の開示規制(公募なら、有価証券届出書(発行開示)と継続開示としての有価証券届出書、プロ私募・私募なら転売規制等)

イ. 第三者による事業・財務状況のスクリーニングの仕組み

投資型トークンの取扱いなら第一種金融商品取引業、少額なら第一種少額電子募集(株式投資型クラウドファンディング)取扱業者の自主規制ルールによる審査項目と同様の対応が必要

また、自己募集なら第二種金融取引業者としての登録とその自主規制ルールに沿った対応が必要

ウ. 公正な取引を実現するための仕組み

有価証券の取引に適用される不公正取引規制については、投資型トークンにも適用

エ. トークンの流通の範囲に差を設ける仕組み

非上場株と同様に一般投資家への流通を一定程度抑止することを検討

投資家への情報開示

- 発行者に関する情報
- 発行者が仮想通貨の保有者に対して負う債務の有無・内容
- 発行価格の根拠
- 発行者が作成した事業計画書、事業の実現性、事業の進捗等の情報

(上記は、協会を対象事業の適格性・実現の可能性の審査義務、販売開始・終了後の継続的な情報提供義務を自主規制ルールで規定へ)

※国内の発行者が海外の業者を使って販売しているトークンは、今後、無登録として禁止・停止命令の可能性もある。

